

朝保第1369-3号
平成28年11月25日

管内薬剤師会長 様

埼玉県朝霞保健所長 加瀬勝一（公印省略）

平成28年薬剤師の届出について（依頼）

保健医療行政の推進につきましては、日ごろ格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。
標記については薬剤師法により2年ごとの届出が義務づけられておりますが、今年が届出の年に当たります。

つきましては、下記のとおり管内薬局に通知しますので、御連絡いたします。

記

- 1 調査期日 平成28年12月31日（土）現在
- 2 提出期限 平成29年1月16日（月）
- 3 提出方法 住所地または従業地を所管する保健所に郵送又は持参
- 4 その他
 - (1) 届出用紙が不足の場合はコピーをしてください。色紙でなくても結構です。
また、以下からダウンロードすることもできます。
・厚生労働省ホームページ（医師、歯科医師、薬剤師）
<http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/soshiki/toukei/tp161019-01.html>
 - (2) 非常勤などで複数の従業地がある場合、届出が重複しないように御注意ください。
 - (3) 医師・歯科医師の届出も同時に行われます。
複数の資格を持つ方は、資格ごとに届出が必要です。

担 当 埼玉県朝霞保健所 総務・地域保健推進担当 佐藤
住 所 〒351-0016 朝霞市青葉台1-10-5
電 話 048-461-0468
FAX 048-461-0133（平成28年12月24日から使用可）

薬 剤 師 届 出 票

様式第六(第七条関係)

(平成28年12月31日現在)

(1) 住 所	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都 道 府 県	
(2) 氏 名	ふりがな	電 話 市外局番 (- -)
(3) 性 別	1 男 ・ 2 女	(4) 生 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(5) 薬 剤 師 名 簿 登 録 番 号	第 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> 号	(6) 薬 剤 師 名 簿 登 録 年 月 日 1 平成 2 昭和 3 大正 4 明治 年 月 日
(7) 主 に 従 事 し て いる 施 設 及 び 業 務 の 種 別	施設の種別	業 務 の 種 別
	薬局	01 開設者又は法人の代表者 02 勤務者
	病院	03 調剤・病棟業務 04 その他(治験、検査等)
	診療所	05 調剤・病棟業務 06 その他(治験、検査等)
	大学	07 勤務者(研究・教育) 08 大学院生又は研究生
	医薬品関係企業	09 医薬品製造販売業・製造業(研究・開発、営業、その他) 10 医薬品販売業
	上記以外の施設	11 衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者
	その他	12 その他の業務の従事者 13 無職の者
(8) 従 事 先 の 名 称	ふりがな	電 話 市外局番 (- -)
(9) 従 事 先 の 所 在 地	〒 <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/> - <input type="text"/> <input type="text"/> <input type="text"/>	
	都 道 府 県 市 郡 区 町 村	
(10) 就 業 形 態	1・2 いずれかを○で囲むこと。 1 常勤 2 非常勤 【※「常勤」とは原則として施設で定めた勤務時間のすべてを勤務している者(ただし、勤務時間が1週間あたり32時間未満の者は含まない)。「非常勤」とは「常勤」以外の者。】	
(11) 休 業 の 取 得	以下を取得中の者は番号を○で囲むこと。 1 産前・産後休業 2 育児休業 3 介護休業	
(12) 本 届 出 票 の 活 用 対 する 確 認	各都道府県における薬剤師確保対策の検討等に活用するため、本届出票に記載した必要な情報((1)~(4)、(7)~(11)欄。(4)は生年のみ。)を、住所地の都道府県及び従事先の所在地の都道府県が利用することに同意しない場合には、右欄に○を付けること。	
(13) 備 考	同意しない場合 <input type="checkbox"/>	

薬剤師届出票について

1. 記入上の注意事項

- (1) 黒ボールペンを用いて、はっきり記入する。
- (2) 該当する事項に○を付けて選択する場合には、その番号を○で囲む。

2. 記入要領

- (1) 住所 住所の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、住所欄には番地又は番号まで正確に記入する。
- (2) 氏名 薬剤師免許証に記載されている氏名を正確に記入する。婚姻等により戸籍上の改姓はしたが、薬剤師名簿上の改姓がなされていない場合には、改姓した戸籍上の氏名を記入し「(13)備考」欄に「婚姻により改姓」、「薬剤師名簿の氏名変更申請中」等と明記する。
- (5) 薬剤師名簿登録番号 薬剤師免許証に記載されている番号を、枠内に右詰めで記入する。

例 第123号の場合 →

第	0	0	0	1	2	3	号
---	---	---	---	---	---	---	---

- (6) 薬剤師名簿登録年月日 薬剤師免許証を再交付された場合には、「再交付年月日」を記入しないよう特に注意する。
- (7) 主に従事している施設及び業務の種別 複数の施設に従事している場合は、主な従事先・主な業務について記入した届出票1枚を提出する。

薬局	01	開設者又は法人の代表者	薬局を開設している者、又は薬局を開設する法人の代表者
	02	勤務者	法人の代表者を除く薬局の勤務者
病院	03	調剤・病棟業務	病院において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	04	その他（治験、検査等）	病院において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
診療所	05	調剤・病棟業務	診療所において、調剤、病棟業務、薬歴管理、服薬指導、医薬品情報業務等に従事している者
	06	その他（治験、検査等）	診療所において、調剤・病棟業務以外の業務に従事している者
大学	07	勤務者（研究・教育）	大学において、教育又は研究に従事している者（教授、准教授、講師、助教等）
	08	大学院生又は研究生	大学において、上記07以外の大学院生、又は研究生
医薬関係企業	09	医薬品製造販売業・製造業（研究・開発、営業、その他）	製薬会社（その研究所を含む）、血液センター等医薬品の製造販売業又は製造業に従事している者（企業から派遣される治験コーディネーターを含む。）
	10	医薬品販売業	医薬品の店舗販売業、配置販売業、卸売販売業に従事している者（旧薬種商を含む。）
上記以外の施設	11	衛生行政機関又は保健衛生施設の従事者	国、都道府県、保健所、地方厚生局麻薬取締部、地方衛生研究所、国立医薬品食品衛生研究所、公害担当部門等衛生行政機関、又は保健衛生施設に従事している者
その他	12	その他の業務の従事者	化粧品や医薬部外品等の製造業、化学工業、食品関係等01～11に含まれない業務に従事している者
	13	無職の者	職業に従事していない者

- (8) 従事先の名称 } 「(7)主に従事している施設及び業務の種別」欄で01～12に該当する者は、必ず記入する。
- (9) 従事先の所在地 } 所在地の郵便番号を郵便番号欄に必ず記入し、従事先の所在地欄には市・区・町村名まで記入する。
- (10) 就業形態 雇用形態に関わらず、施設で定めた勤務時間(所定労働時間)のすべてを勤務しているか否かで、常勤・非常勤を区別する。施設で定めた勤務時間が週32時間未満の場合は非常勤とする。
- (11) 休業の取得 平成28年12月31日現在において、産前・産後休業、育児休業又は介護休業を取得している者は該当する番号を○で囲む。
- (13) 備考 届出票の記入事項に説明を要すると思われる事項を明記する。医師又は歯科医師免許を併せ有する者は、その旨を明記し（「医師免許併有」等）、併有している届出票についても提出する。

3. 提出方法

原則として「(1)住所」を管轄する保健所長に提出する。ただし、「(9)従事先の所在地」を管轄する保健所長に提出しても差し支えない。

薬剤師法では、2年に1度の届出が義務づけられており、届出を行わない薬剤師の方は、「薬剤師資格確認検索システム」(<http://yakuzaisi.mhlw.go.jp/search/>)に氏名等が掲載されません。